

令和6年度

鶴岡市新規創業促進助成金

鶴岡市で新規創業・開業する方の経費を支援します！

鶴岡で
創業
しませんか？

◆ 対象者 (いずれかに該当する方)

- 1. 新規創業者 (個人事業主・法人)**
令和5年4月1日～令和7年2月28日に創業し、市内創業支援機関が実施する創業セミナー、創業塾、若手経営者塾などを受講し、経営知識を習得した方 (特定創業支援等事業を受けた者) ※助成金申請に際し、証明書の発行は不要です。
- 2. 県外から鶴岡市に移住した個人事業主**
令和5年4月1日～令和7年2月28日に開業し、開業相談、事業連携などで市内創業支援機関と関わりを持つ方
- 3. 事業承継を行う個人事業主・法人 (譲受側) (個人事業主・法人)**
令和5年4月1日以降に事業承継手続きを開始し、令和7年2月28日までに手続きを終了することが確実である方
※事業承継元からの事業をそのまま引き継ぐ形での事業承継の場合は助成対象となりません。

3年間で100名の
創業・開業者に
活用いただいています！

◆ 助成金額

助成率 助成対象経費の3/4以内
上限額 個人事業主30万円 法人50万円

◆ 助成対象経費

令和5年4月1日～令和7年2月28日に発生・支払する、創業・開業に必要な経費 (最長1年間)

対象費目

- ①創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費 ②店舗等借入料
③固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入にかかる費用
④リース料 ⑤工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア購入費
⑥広告宣伝費 ⑦店舗等リフォームに係る工事費 ⑧機械設備費
※詳細は申請要領をご覧ください。

◆ 申請から助成金受領までの流れ (新規創業者の場合)

- ①市内創業支援機関で「特定創業支援等事業」を受ける
- ②新規創業促進助成金の「交付申請書」と必要資料を商工課に提出する
- ③商工課より「補助金等交付指令書」を受領する (この前に申請内容に疑義があれば確認されます)
- ④助成対象とした経費の支払いを証明する資料 (領収書など) を準備する
- ⑤「実績報告書」と④で準備した資料を商工課に提出する
- ⑥商工課より「補助金等確定通知書」を受領する (ここで助成金がもらえることが確定します！)
- ⑦商工課に請求書を提出
- ⑧助成金が指定した口座に入金されます ※助成金、補助金は原則後払いになります

◆ 申請受付期間

令和6年5月15日から
令和7年1月31日まで

◆ 鶴岡市創業支援機関

庄内地域産業振興センター
鶴岡商工会議所
出羽商工会
日本政策金融公庫
市内金融機関



【鶴岡市HP】 令和6年度 鶴岡市新規創業促進助成金について
<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/shokoshien/syouko-sogyojoseikin.html>

詳細はHPを
ご確認ください